

第2回地域自治組織（大崎市流）検討小委員会 会議結果報告書

開催日時	平成16年 5月29日(土) 14:55~17:55					
開催場所	岩出山町スコレハウス					
委員の出欠	委員長 (田尻町長)	堀江 敏正		委員 (岩出山町議会議員)	佐藤 智	
出席者 欠席者 -	副委員長 (古川市議会議長)	佐藤 清隆	-	委員 (鳴子町議会議員)	大場 常男	
	副委員長 (鳴子町住民代表)	吉田 惇一		委員 (田尻町議会議員)	嶋田 穎夫	
	委員 (古川市助役)	橋本 正敏		委員 (古川市住民代表)	石村 明美	
	委員 (松山町長)	狩野 猛夫		委員 (古川市住民代表)	米城 夏江	
	委員 (三本木町長)	佐藤 武一郎		委員 (松山町住民代表)	小原 文夫	
	委員 (鹿島台町長)	鹿野 文永		委員 (松山町住民代表)	松本 美佐子	
	委員 (岩出山町長)	佐藤 仁一		委員 (三本木町住民代表)	伊東 茂	
	委員 (鳴子町長)	高橋 勇次郎		委員 (三本木町住民代表)	栗原 和子	
	委員 (松山町議会議長)	氷室 勝好		委員 (鹿島台町住民代表)	小林 令子	
	委員 (三本木町議会議長)	佐々木 吉一		委員 (鹿島台町住民代表)	武藤 利孝	
	委員 (鹿島台町議会議長)	門間 忠	-	委員 (岩出山町住民代表)	氏家 登志子	
	委員 (岩出山町議会議長)	遠藤 悟		委員 (岩出山町住民代表)	中鉢 恵美	
	委員 (鳴子町議会議長)	中鉢 昇		委員 (鳴子町住民代表)	八畷 利恵	
	委員 (田尻町議会議長)	三神 祐司		委員 (田尻町住民代表)	石澤 京子	-
	委員 (古川市議会議員)	佐藤 勝		委員 (田尻町住民代表)	及川 睦男	
	委員 (松山町議会議員)	小笠原 康次		委員 (古川地方県事務所)	千葉 修生	
	委員 (三本木町議会議員)	三浦 幸治		委員 (宮城県市町村課)	菅原 久吉	
	委員 (鹿島台町議会議員)	畑中 理一郎		出席者 34 名・欠席者 3 名		
事務局	協議会 会長 佐々木謙次, 事務局長 佐藤吉昭					
	事務局次長 千葉義明, 事務局次長 岡本 透, 事務局次長兼計画班長 千葉博昭					
	総務班: 伊藤英一, 財政班: 班長 金森正彦, 主任 佐々木雅一					
	計画班: 主任 赤間幸人, 班員 高橋 健					
その他						
傍聴者	一般 17 名 ・ 報道関係 1 名(1 社)					
委員長の署名						

会議次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 協議事項
 - (1) 地域自治組織（大崎市流）の望ましい姿について
 - (2) 地域自治組織（大崎市流）の検討について
 - (3) 次回開催日程について
日 時 平成16年 6月13日（日） 午後1時30分
場 所 宮城県古川合同庁舎 大会議室
 - (4) その他
4. その他
5. 閉会あいさつ
6. 閉 会

議事の概要

1. 開会・・・事務局 計画班 赤間主任（司会進行）
2. あいさつ・・・堀江委員長
3. 協議事項
 - (1) 地域自治組織（大崎市流）の望ましい姿について
堀江委員長・・・大崎市の望ましい地域自治組織の姿について、全委員から意見を頂くことで前回小委員会にて提案しているが、その進め方でよいか諮る。
佐々木委員・・・前回小委員会の説明内容を全て理解していないため、再度大枠の説明を願うと要請。
堀江委員長・・・再度説明頂きたいという意見であるが、説明した方がよいか諮る。
委員・・・必要ないのではないかと意見。
堀江委員長・・・本日の意見発言に備えて準備してきているものと思う。委員へ確認。
委員・・・同意。
堀江委員長・・・各委員考えを整理しているようであり、全委員の意見聴取に時間も要することから説明を省略することで了承願う。初めに各市町の住民代表より発言頂く。
石村委員・・・法人格の有無など法にこだわることなく、住民主体で各種行事や運動を企画することができるよう会長は住民代表とすべきであり、小学校区単位が望ましいと考える。現在活動している地域の自治組織は、事務局を公民館に置き、PTAや区長会、婦人会、女性部青年部などの構成で、負担金を徴収して地域の各種行事や運動(取組み)を実施しており、行政の手を煩わせない自治組織が今後も必要と考える。
米城委員・・・住民のライフスタイルは多様化しているが、官は安全性や公平性を主体とするため、微調整が効かないことも考えられることから、組織の主体は民とすべきである。民は油断すると潰れるという緊迫感があることから、必死で活気ある組織となるものと考え。また、どんなまちにしたいかということで意見交換をしたところ、自立した生活により個人が魅力を発揮できるまち、安心して安全な生活が送れるまち、喜び悲しみが感じられるまちにしたいという意見であった。自治組織の人的な面では、能力のある人材は沢山いるが、時間的制約により参加できないという状況にあるため、自由に参加し、できる時間にできる事をするという組織が望ましいと考える。
小原委員・・・合併による混乱が生じないよう細部にわたって合併協議が進められているが、合併後に様々な不満や不安が出てくる可能性もあり、それをどう解決するかについても地域自治組織の役割であると考えている。現在の各市町における自治組織も大切にしなければならない中で、小学校区単位という話が出ているが、そのエリアで良いと思う。また、上部から諮問され

ることと、住民の視点から要望するという組織のあり方をどう構築するかが重要であり、住民自治を大切にしたい組織が望ましいと考える。

松本委員・・・地域性の特色をいかし、行政区単位で町民運動会などの行事を実施しているが、合併と同時にこれらの行事がなくなってしまうのではないかと懸念されている。これらの行事を継続し、更には充実させていくような自治組織であるべきと考える。また、国体での充実した協力体制は広めていくべきであり、大人も子どもも住民が家庭に止まらずに、家庭以外でなんらかの協力に関わることが基本であると考えます。

伊東委員・・・この広域合併は、住民誰もが多少の不安と懸念を持っている。地域には独自の目的を持ち、町からの応分の補助金で事業を進めている多くの団体があるが、それらの補助金が削減もしくはカットされるのではないかと懸念されており、また、新市と地域住民のパイプが遠のくのではないかと不安を持っている。それらの不安と懸念を解消する中心的な役割を果たすのが地域自治組織であり、法律にとらわれることのない大崎独自の自治組織を構築し、地域事業に取り組むべきと考える。

栗原委員・・・基本的な運営体制については、全域での統一が必要とは思いますが、1市6町の歴史や文化、特性をいかせるよう、法や規制にとらわれることのない各地域が活動しやすい自治組織を目指すべきである。仕組みについては、法人格を有しない一般タイプで、設置区域は住民主体で参加しやすい小学校区単位が適正であり、また地域自治組織の長は住民代表とし、これらの地域づくりを支える貴重な人材として、地域自治に精通した行政職員の配置も必要と考える。三本木には16のボランティアグループがあり、それぞれ活動費を頂きながら活発に活動しているが、中には助成金がなくても活動していけるグループもあるので、それらの活動を促しながら知恵やノウハウを行政側でサポートし、将来的にはNPOとして活動できるよう育成することも必要と考える。「夢づくり地域予算制度」を導入している市があるが、各地域に「夢づくり地域交付金」を交付して、その地域の快適な生活環境や安全防災活動、文化や伝統行事あるいは斬新でユニークな活動など、その地域住民の福祉向上や地域づくり推進に自由に使える交付金があれば地域が活性化し、自治体サービスを求めて人が集まってくると思う。地域自治について、住民も行政もまだまだ理解不足であるため、講座や研修など、勉強の場を設けることも必要である。

小林委員・・・旧市町がこれまで積み上げてきた自治参加活動を進めた形が望ましいと考える。新市で一律の自治組織を構築するにしても、旧市町の自治意識や自主性に育ちの差があり、そのことによって、つくってもらった組織、与えられた組織という感情を持つことになるため、これまで自ら継承発展させてきた特色や課題を踏まえた自治活動が重要と考える。組織化するにあたっては、新市の行政組織や運営が市民に馴染むまで時間が掛かるため、緩やかに進めるべきであり、地域自治組織の必要性を住民にいかにも理解して頂くかがこれからのポイントになる。住民の参加意欲を損なうことなく、住民と行政の協働体制の地域自治活動を自分たちのものとして受け止められるよう今後も学び、住民に浸透させていかなければならないと考える。

武藤委員・・・最初から立派なものをつくるのではなく、各地域で自主的に活動している各種団体を旧市町単位で統合し、住民自ら構築できるような組織とすることが望ましいと考える。それら各種団体の連携には行政の力添えが必要であり、また住民自治は自分たちでつくっていくという住民の意識も必要である。法人格を有する合併特例区は、議会の屋上屋になると思われるので避けるべきであり、法人格を有しない地域自治区にしても、法律に縛られている感じがするので、法律に縛られない独自の組織をつくるという意識が大切と思う。また、行政からのある程度の補助金は必要とは思いますが、住民自ら出資することも必要であり、そういった考えや雰囲気をつくっていく努力をしなければならぬと考える。

氏家委員・・・岩出山の自治組織は、小学校単位に行政区長や振興会長、PTA会長、女性団体、子ども会、育成会、老人クラブなどの各種団体のリーダーで構成されている地域コミュニティ推進協議会があり、その各協議会単位にある地区館が協議会活動をサポートする形で、協議会と地区館が一体となって小学校区単位の自治活動を活発に行っている。これらの自治組織を名

付けて「独眼流地域自治組織」を最小単位とし、この小学校区単位の組織からなる旧市町単位となる連絡協議会、そして、新市のまちづくり推進協議会を構成することが望ましいと考える。各市町の自治組織で考えられる機能については「これまでの自治活動はどうなるのか、役場が遠くなり相談できなくなる」などの住民不安を解消するためにも、1つは新市建設計画や予算の執行状況について意見を述べる地域審議会的機能や、新市に必要と認める事項についての意見や整合をとるということでは、公共施設の設置や管理運営あるいは新市事業の提案検討をする機能、2つ目には、住民協働活動の実施ということでお祭りや地区民と学校が一緒に行う運動会、スポーツ大会、法人企業、各自治会、サークル活動の運営支援をする地域コミュニティ機能、3つ目に総合支所の窓口業務や地域審議会機能の庶務を処理する事務吏員を配置するなどの行政機能、を持たせることが考えられる。自治組織の構築にあたっては、新たな組織をつくるのではなく、既存の組織で足りない部分を補っていくやり方とし、設置形態としては法人格無しで、旧市町単位を基本としながらも、人口の多いところや区域が広いところは地域の実情に応じて複数設置してもよいと考える。また自治組織の長の身分については、住民代表がよいとの意見もあるが、行政機能を加えることを考えると常勤特別職が望ましいと考える。

中鉢(恵)委員・・・岩出山の行政職員を配置して活動している地区館運営などについては、氏家委員と同意見であるため省略する。第1回小委員会資料の視点についての意見であるが、設置形態については、法人格を有しない一般制度をベースにしながらも、住民主体の自治組織の構築において障害となる部分は、住民自治基本条例などにより、これまでの住民自治の歴史や特性を大幅に変更することなく、充分いかせる形態にすべきである。設置範囲については、旧市町単位に審議会的機能を有した仮称「まちづくり協議会」の設置が望まれる。自治組織の長については、住民代表が望ましいと思うが、新市全体のまちづくり連絡協議会に当たる部分には、行政経験が豊かな方が必要と考える。また小学校区単位に仮称「地域づくり協議会」を設置し、広域化する行政の中で、市民が最も身近に感じることのできる町内会や自治会、PTAなどの各種団体の活動をいかながら積極的に参加できる場づくりが必要と考える。ここには住民と行政のパートナーシップを進めていく上でも、各種団体の自立支援を進める上でも行政職員の配置が望まれる。これが、協働のまちづくりの第一歩に繋がるものと思う。また、配置される職員についても、住民の自治に対する意識改革や、専門的な活動のアドバイスができるよう専門的な教育を受けた方もしくは知識のある人材を希望する。構成員については、仮称地域づくり協議会については、町内会や自治会、PTAなどの各種団体からの代表者で構成し、また、仮称まちづくり協議会については、仮称地域づくり協議会からの代表者や、住民からの公募により選任することが考えられる。仮称地域づくり協議会の設置区域については、小学校区単位にこだわらず、地域の実情でよいと考える。自治組織を旧市町単位に設置するといっても、あくまでも大崎市という大きなまちのまとまりを強化するということを望むもので、旧市町の区域にこだわり過ぎて、新市の醸成を妨げるような目的外の力を持った組織団体とならないようにしていかなければならないと考える。また協働、自己決定、自己責任ということが住民にとって重荷に感じてくるのも事実であり、そういう意識を一人ひとりに持って頂くまでには長い時間が掛かるものと思うが、合併という新しいまちづくりに関心を向けている今が大きなきっかけとなっている。具体的な自治活動内容については、どういうものを希望し期待するのかの方向性が見えないと迷ってしまうものなので、今後明確に表していく必要があると考える。役員の高齢化や後継者不足による役員の掛け持ちなどについては、人材の育成や学習の場の提供がこれからも必要であるし、また若人の勤めている雇用側の理解を得ることも必要になると考える。その他であるが、第11回協議会の資料5に、特定非営利活動方針パートナーシップ古川さんから、おおさき地域創造研究会 新市の地域自治のあり方に関する提言があるが、今回も意見を考える上で大変参考とさせて頂いたので、委員皆様にも再度熟読して頂けたらと思う。

八鍬委員・・・鳴子は新市の中央から遠いということで「住民の意見が反映しないのでは、中央が見えないのでは」といった強い懸念がある。そういった不安はあるものの、合併を機会に住民一人ひとりが地域づくりを自分たちでしていかなければならないということを示されているの

だと感じている。組織の長については、住民代表が望ましいと考えるが、詳しい内容については、考えをまとめきれていないことから、本日の意見を参考とさせて頂く。

及川委員・・・各市町の首長が進めてきたまちづくりの姿あるいは構造が、住民にとって激変緩和となるよう自治組織の必要性があるものと認識している。この自治組織については、法に基づいた組織としなければならないかが疑問であり、やり方によっては法に縛られない組織の構築ができないものかと考えている。設置区域については、旧市町を単位とし、全ての区域に設置すべきであり、自治組織の役割については、特に社会教育関係で公民館活動に関わる、あるいは任意団体がスムーズに活動できるスタイルを基本とすべきである。組織の長については、総合支所の人事に影響を及ぼすなどの裁量権はあまり大きくしてはならないと考えることから、非常勤の長でもよいのではないかと考える。自治組織への予算配分については、1つは人口割があると思うが、各地域でこれまで築き上げてきた事業に見合った予算を配分しないと、スムーズに運営できないのではないかと思う。自治組織は将来的にいつまでも強固であってはならないと思うことから、全市に網羅される事業については、一体性の事業として取り扱う方向を持ち合わせた方がよいのではないかと考える。

堀江委員長・・・本日欠席している石澤委員より書面で意見が届いている。事務局へ朗読を要請。朗読（事務局 高橋班員）・・・住民にとって住みやすい心地好い大崎市であるためには、行政を身近に感じる事ができて、よく見えるものであるべきで、それによって相互理解が成され安心も得る事が出来てくるものと思う。それは地域住民が直接関わることによって初めて得られるもので、その観点からも自治組織の大きな役割が有り、1市6町の隅々まで行政の取り組み・方針を伝える役割を持って然るべきと考える。地域自治組織が意思をもって地域づくり・まちづくり・新市づくりをすることにより、集う楽しさが生まれ、それを広めたい、伝えたいというさらなる意欲と関心と責任感が生まれて来るもので、住民の意欲・関心・責任感無くして新市の発展は望めるはずも無く、地域自治組織が無ければそれこそ全てに於いて吾関せずで、隣は何をする人ぞと言わんばかりの烏合の衆になりかねない。地域自治組織には地域の特色を生かした地域づくりや新市づくりを任せ、その連携やバックアップ、まとめ役として行政が関わるのが望ましいと考える。そこには、諮問機関も設置すべきであり、無論まちづくりに助成金は必要不可欠であるが、その用途についての采配の主導権を何処に置くかということは今後の検討事項となる。住民にとって合併の不安は他でもなく、今まで出来ていた事が出来なくなるのではということであるが、田尻町では自治振興会や各地区の町民学校のおかげで、住民は意思を持って楽しく事業に関わり、地域が良い形で一つにまとまる事が出来ている。それ故に様々なボランティアが生まれ、生活や事業・行事運営の潤滑油になってくれている。この組織と行政との着かず離れずの関係の素晴らしさは、新市でこそ生かされるべきシステムではないかと考える。多少の形の変化は有って然るべきであるが、これこそが地域自治組織（大崎市流）ではないかと考える。

堀江委員長・・・続いて各市町の議員代表から発言を頂く。

嶋田委員・・・組織の長については、現在の首長の就任は避けるべきと考える。新市の速やかな一体化に全力を尽くすべきとの声がある一方で、これまでの自治体に住民主体の活動が行える仕組みは重要であることから、選挙で選ばれた市長が選任した地域住民の顔が見える住民代表が望ましく、事務吏員では機能しないのではないかと考える。構成員の報酬については、法案に「支給しないことができる」とあるが、これは支給すべきと考える。ボランティアの理念は素晴らしいとは思いますが、無報酬では責任ある発言が期待できないばかりでなく、多方面にわたり民意を集約し、調査研究に努めた意見を頂くなどの重要な職務をお願いするものであることから、報酬や研修費用などは当然支給すべきと考える。

大場委員・・・1市6町合併研究会の文書に、地域自治組織については、現在の首長、助役、議員等が就任する可能性があるので設置すべきでないとの記述あったが、組織の長については、嶋田委員に同感である。地域自治区の目的と必要性については、1つは合併の激変緩和であり、もう1つは地方分権の要である自己決定、自己責任という課題であり、同時に本来の基本的住

民自治の問題がある。そうした観点からの組織体としては、旧市町単位のほかに小学校区単位が望ましいと考える。

佐藤(智)委員…広域合併ということで、新市の中心部と周辺部の格差が生じるのではないかと懸念されている。法人格を有する組織は、特例期限後に解散しなければならないことから、恒常的な問題を対処するためには、これまでの組織の延長で構築していかなければならないと考える。組織の長については、自治組織の機能として諮問答申もあることから、事務吏員ではおのずと矛盾が生じてくるものと考ええる。

畑中委員…地域自治組織の検討にあたっては、合併の激変緩和という観点でいくのか、平成デモクラシーの幕開けということで、新市の地方自治のあり方の完結を見通した中での組織を当初から考えていくのか、または、それを過渡的に望みながら将来を見据えて進めていくのかということが考えられる。最終的には民主主義のあり方として、直接民主主義でいくのか、あるいは間接民主主義でいくのかで、選挙制度のあり方にまで関わってくるものであるから、組織の構築に至るまでの過程を充分考えないと組織の検討は難しいと考える。また現在各地域で活動している自治的組織の良さを見据えて、新たな組織を構築するには時間が掛かり過ぎることも考えられることから、本小委員会にて、この地域自治組織をどこまで作りあげていくつもりなのかというところもまとめる必要があると考える。各市町の考察も、地元地域に持ち帰ると馴染まない部分があることも悩みどころである。

三浦委員…住民説明会で「これまで地域で開催していた祭りやイベントは合併したらなくなるのか」といったことを聞かれるが、「新市で自治組織を設けて、そこに役割を持たせるんですよ」と答えている。地域自治組織については、地域審議会設置の検討時から、あまり法律にこだわることなく、合併と同時に組織を立ち上げ、緩やかに醸成させるような自治組織を構築すべきと主張しており、またそのための大崎市流と考える。

小笠原委員…合併した後の各種相談はどこにすればよいのかといった住民不安があるが、役所も当面総合支所という形で旧市町に残ることから、その総合支所と地域自治組織が連携し、地域の意見を行政に反映させる新しい仕組みを構築することにより、住民の不安は解消されるものと考えている。また地域自治組織の構成員の報酬については、支給すべきと考える。

佐藤(勝)委員…地域自治組織の設置区域は、まとまりやすさや問題点が把握しやすいという観点から小学校区単位とし、構成員は全戸が望ましいと考える。また行政との協働理念の役割を果たすということから、会費も徴収した方がよいと考える。現在古川市では、小学校区単位に各種団体の長で構成される地区振興協議会を設置し、各戸から会費を徴収して運営している。この協議会は、地域の問題点をテーマとして段階的に検討しながら活動しており、市からの補助金等もある。新市の自治組織についても、そういった組織の延長が馴染みやすいのではと考える。住民自治の基本は、地域福祉ということが市民全体で醸成されるべきであり、旧市町単体にまちづくり協議会を設置し、住民代表を長として総合支所との連携による協働理念を構築することが望ましいと考える。

堀江委員長…10分間休憩とする。

《休憩》

堀江委員長…再開する。引き続き各市町の議会議長から発言頂く。

氷室委員…平成12年の地方分権制度の施行により、国と県の行政の権限を市町に移譲し、自己決定、自己責任でまちづくりを行うことになったと認識している。そういった中で市町村合併が促進され、三位一体改革や財源等の問題もでてきたが、特に自治組織についての目的は、住民の意見を行政に反映されること、行政と住民の連携を強化させることとされている。これまでの発言に小学校区単位という意見があるが、自治組織の下部組織として仮称地域づくり協議会を小学校区単位に設置した方がより効率的ではないかと認識しており、当然ながら法人格を有しない組織が望ましいと考える。

佐々木委員…三本木には現在27の行政区があるが、その行政区が極めて円滑に機能していることから、難しいことは考えていない。強いて言えば27の行政区を基礎とし、必要であれば

ボランティアや各種団体を包括して構築することが考えられる。

遠藤委員・・・各市町の現在の組織形態を崩さないようにすることが基本と考える。地域自治組織の中に地域審議会の機能を兼ねるとなると、従来の小学校区や行政区単位の組織に審議会機能を持たせることは困難であるため、旧市町単位の学区単位等の組織の代表者で構成する仮称まちづくり協議会を設置し、審議会的機能を持たせることが考えられる。この協議会の役割については、審議会的機能は期限付きということも考えられるが、各地域の活動運営予算については、いかに住民自治といっても、すべて住民の負担による浄財だけでは活動できないため、新市から応分の補助金等を確保しなければならないと思うし、小学校区単位等の地域イベントへの助成を新市で直接行うのか、旧市町単位の組織に配分の裁量を持たせるのかについても考えていかなければならない。また行政との関わりの中で、この組織が力を持ち過ぎると、いつまでも引っ張り合いになり兼ねないし、また議会の屋上屋となる組織とならないよう注意すべきである。これまでの意見にあった緩やかな組織の構築ということから考えると、タイプとしては一般制度を選択すべきであるし、その長については組織構成員の互選で、あくまでも住民代表が望ましい。また住民自治とはいっても、構成員はそれぞれに仕事を持っていることなどから、住民だけで行うことはおのずと限度があるため、事務吏員の総合支所長に自治組織の事務局長的な役割を担って頂き、更に、学区単位等の仮称地域づくり協議会の事務を処理する事務吏員の配置も必要である。これが住民と行政の協働体制と考える。

中鉢(昇)委員・・・大崎市流として、法律よりも緩和された地域住民に親しまれる組織にすべきであり、行政と住民の信頼関係の醸成による新市の未来をつくる組織であると考えている。地域自治組織については、各委員が理解できる説明、あるいは勉強の機会が必要と思う。なお、設置区域については、小学校区単位にこだわる必要はないと考える。

三神委員・・・これまでの地域自治は、130数年間中央集権社会に漬かってきた経過があることから、自分たちの地域を自分たちで守り発展させることができるのかという不安があり、また地域自治の構築と市町村合併を同時に行うことについても大変なものと認識している。具体的な自治組織のあり方については、これまでの地域活動を尊重することが基本であり、これまで行政のもとにあった消防や防犯実働隊などの住民組織は、ボランティア活動も含めて、団体同士の繋がりをつくりながら、自分たちで築き守り発展していくことが必要と考える。その中で長はやはり住民代表であるべきであり、法人格の無い組織が相応しいと考える。

堀江委員長・・・本日欠席している佐藤副委員長より書面で意見が届いている。事務局へ朗読を要請。

朗読(事務局 高橋班員)・・・あらかじめ送付された参考資料によると、大崎全体での合併に対する不安は「地域格差」「サービスの低下」「役所が遠くなり不便になる」の3点であるが、このことを踏まえ、本協議会では、この不安を払拭するため、庁舎の方式は旧市町単位の総合支所方式にし、議員数についても、定数特例を適用しながら周辺地域への配慮がなされた。また新市建設計画では個性を磨く地域自治組織(大崎市流)の創造を大きな柱として本来の住民自治の充実と醸成を掲げている。このことから、地域自治組織については次のように考える。1. 合併するしないにかかわらず、住民自治の強化充実はもっとも重要と考える。しかし、地域自治組織は制度のあり方如何によっては旧市町村間の綱引き・地域エゴむき出しになってしまう懸念があり、また屋上屋といわれるような自治体の中にさらに権限のある自治体が存在する複雑な構造となるおそれがある。自治組織はあくまでも新市の一体性を確保するための制度とするべきである。そして、その役割は本来の住民自治とその自治活動が濃密にできるシステムとすべきである。そのためには、組織単位は小学校単位が望ましい。2. 協定項目10の地域審議会については設置しないこととしているが、その期待される役割・機能を大崎市流の自治組織が持つようにすれば理想の組織になるものと思われる。3. 住民自治は永遠に続くものである。しかし、改正合併特例法では合併特例区は5年以下、地域自治区は一定期間と定められており、法による制度は不相当と思う。4. 自治組織の構成は地域住民全員であるべきである。そのためにも現在ある自治組織、例えば古川の地区振興協議会制度、岩出山の地域コミュニテ

イ組織制度，田尻の町民学校制度等などをそのまま生かし，更に充実強化することが重要であり，法制度にとらわれない独自の大崎市流自治組織を構築すべきである。5．運営にあたっては，総合支所や各支所（出張所），公民館と緊密な連携をとることとし，地域自治組織の長は，助役並みの特別職という議論もあるが，いらざる誤解を生むので，組織の構成員から互選するなどにより，あくまで地域住民の代表が望ましいと思う。

堀江委員長・・・続いて県の菅原委員と千葉委員から発言を頂く。

菅原委員・・・組織形態の基本については，前に事務局から出されたイメージ案がよいと思うが，その組織形態を考える前に，住民自治の理念を整理する必要があると考える。具体には，大崎の特色をどう加えていったらよいかであるが，観光や防災，教育など地域に根付いた地域の目玉的な事業を，新市の重点事業として全市的に進められるような仕組みができるとよいと考えている。また自治組織に地域審議会的な機能を持たせることは決定事項であるが，自治組織をより実行性のある組織とするため，従来行政が行っていた事業をいかに行政と住民が共に，あるいは住民が考え，それを行政が実行するかという仕組みが重要であり，この部分を考えないと単なるこれまでの延長になってしまうおそれがある。そのためには地域の方が考えたものを行政とタイアップして実行するという仕組みや，予算や人的措置などのサポート機能を考える必要があり，また地域の優れた人材の組織参加をいかに頂くかが重要と考える。

千葉委員・・・合併不安も含めた地域課題を解決するためにも，この地域自治組織の拡充は必要と考える。地域課題については地域住民が一番よく知っていることから，これまで築き上げてきた自治組織を基本ベースとして，自ら考え実施していくべきであり，行政はサポート役に徹すべきと考える。また，まちづくりの進め方については，住民と行政が時間を掛けてよく話し合うことが重要であり，地域がまちづくりの主体となる形成過程は，住民と行政双方の学習活動の積み重ねにあると考えている。今後は高齢化による生産人口の減少に伴い，税収も減っていくということになることから，一般論としては，行政本体は，職員や仕事を減らしていかないとやっていけないという時代であるので，新しく構築する地域自治区には，大いに期待する部分があってよいと思う。自治組織の具体としては，法人格無し地域自治区が相応しいと考えているが，進め方については，行政で行うもの，地域で解決できるもの，行政と地域が協力し合ってできることは連携して進める，といった地域課題解決のスタンスをつくり上げないと，これまでの自治活動の延長に終わってしまうし，また行政事務として現在実施されているもののうち，従来コミュニティ活動で行っていたものは地域で解決して頂かないと，行政依存型の現状から脱却するのは難しいと考える。そういった話し合いをすることにより，地域の誇らしさを再認識でき，住民のアイデアで地域の資源を有効に活用するなど，住民自らが行動を起こすということが，地域づくりには極めて大事であるということが再認識できると考える。

堀江委員長・・・続いて古川市助役の橋本委員に発言頂くが，説明資料を配布する。

橋本委員・・・資料に古川市案とあるが，今のところ橋本案として理解願う。地域自治組織については，行政の関与を最小限に止めた，法律によらない組織が望ましいと考える。法律に基づく地域自治区や合併特例区は，地域自治組織の長と総合支所長との調整が必要であり，地域自治機能が適正に機能するかという問題が生じるとされる。また，合併特例区の場合，長は特別職とすること，予算等の重要事項を定めるときは，合併特例区の同意が必要であること，地域自治区の場合，住民に身近な市町村の事務を分掌する行政の執行機能的な性格を持っていることなどから，地域自治組織が行政運営に対して屋上屋になることが懸念されるので，一般制度の地域自治区を基本とし，市に対して意見を述べる機関としての性格や，諮問機能的な性格をメインの役割とする仮称まちづくり協議会を旧市町単位に設置することが望ましいと考える。設置の根拠は条例とし，協議会の構成員は，住民自治組織，学識経験者，各種団体から市長が選任する。会長や副会長などの役員は，構成員から互選とし，法で規定されている特別職は必要ないとする。事務局は各市町の総合支所が担当することが望ましい。また，これまでの小学校区単位の住民自治組織は，大きな意味では地域自治組織であるが，条例により行政が設置するものでなく，あくまでも住民が自主的に設置するものとし，住民が自主的に組織している

町内会や地区振興協議会，あるいは田尻の町民学校や岩出山の地区館などは長い歴史を持っており，新市において，これらの住民自治組織をいかに，個性ある地域づくりの基本とすることが望ましいと考える。これらは，あくまでまちづくり協議会の下部組織ではなく，独立した自治組織として想定している。住民自治組織の基本単位は，多くの住民が参加できるよう小学校区単位が望ましいが，町によっては，小学校区の単位に違いがあることから，具体的には，地域の実情に合わせて決められるべきであり，古川においても，市街地の小学校区を1つの単位とすることは困難なため，実際は町内会やコミュニティ推進協議会などの単位が考えられる。住民の自治組織については，補助金の交付や人的支援，地域に依頼できる業務の委託なども検討整備する必要もあると考える。

堀江委員長…続いて鳴子町住民代表の吉田副委員長に発言頂く。

吉田副委員長…住民自治の必要性については，財政難のため行政をスリム化して，できることは自分でしなくてはならないということをもまず認識すべきであり，そういった勉強会を絶えず行わないと，「組織はつくってくれる，予算をくれるのではないか」という気持ちになってしまう。今置かれている状況や，これから起こる未来をよく認識した上で考えるべきであるし，財政難を支えられるのは自治組織であり，その下に実際に活動する組織が必要である。また，企業の参画も重要であり，これまでは単なる消費行動をしてもらうための企業であったが，これからはそうではなく，地域社会における中小企業はどんな役割をしていかなければならないか，地域にどんな利益を生んで，その利益の中からどう参画していくかということも同時に考えないと，中小企業の存在価値をなくしていくことになる。そういったことを住民にいかに理解してもらうかが重要である。

堀江委員長…続いて各市町長に発言頂く。

狩野委員…地元住民は，特色ある地域づくりをそれぞれが行ってきているが，将来新市になるうとも，その地域ごとに住民自らが汗を流して発展させ，そして子や孫に継承していくということが重要であり，自治活動はそれぞれの地域で醸成させていくことが，視点として今求められているところであり，これまで住民から求められるものは，なんでも全て行政がやってきたことが財政破綻に繋がることから，合併を機に新しいまちづくりをスタートさせる必要があると考える。また，中央だけがよくなるのではないかとということが，住民不安の一つであるが，もう一つ大事なことは，広域となる地域の自治組織は，議会という間接民主主義を補完する立場で位置づけをしなければならぬと考える。それぞれの権限の問題は，総合計画を審議する場があり，議会があり，各地域を発展させるための自治組織があるというような，それぞれの権限のバランスが重要である。民主主義の原点は本来間接民主主義であり，信頼があってこそ真の自治組織が確立されると考えている。

佐藤（武）委員…住民説明会では「集落の要望が届かなくなるのではないかと，これまでの特色ある地域活動がなくなってしまうのではないかと，小さい地域はおろそかになるのではないかと」の住民の不安をよく聞くが，そのためにも，この合併は連携のようなものにし，新市の基幹的なものや根幹的なものは，新市でやって，地域問題は限りなく地域自治組織で処理することができないかと考えている。しかし，そうすることで国の中に国をつくることにもなりかねないことから，市長との関わり，市政との関わりをどうすべきかという問題や，新市の一体性が損なわれる心配，支所長と地域自治組織の関係をどうするのか，あるいは限りなく地域自治組織に地域問題の処理権限を持たせるとすれば，その財政措置をどうすべきか，などの問題を今後考えていかなければならない。建設小委員会で示したイメージ図をたたき台として議論してはどうかと思っている。

鹿野委員…6月27日に協議会が開催されるが，それまでに，本小委員会で何をどこまで決めるのが重要である。合併調印までに，自治組織を4つのタイプから決定しなければ，調印できるのかできないのか，ということが一つで，調印の暁には，このタイプが決定しなければ，議会は議決できないのかということを見極めるかどうかにある。今の論点としては，第1点は，屋上屋にならないようにというのは共通意見であり，屋上屋になる心配があるかないかに

よって、法によるものはいくかいかないか、という考え方が整理されると思う。第2点は、審議会に代わるものは必要であるため、法によるかよらないかは別として、なんらかの組織をつくって、新市のために進めていこうということも共通意見である。第3点は、つくるのであるなら屋上屋になる危険性が高いと思われる特例によるところの合併特例区もいらないということも共通意見と思う。第4点は、代表的な意見として、県の千葉委員の意見にあったが、合併を機に、大きな住民自治というものは法によるよらないにかかわらず、行政と一体となって進める、また住民自らが自立し、責任をもつということはどうつくるかということである。これらの結論を27日までにささなければ、調印できないのか、議会が通らないのか、議会は判断できないのか、この辺を明確にする必要があるのではと思う。第5点は、法によるところの長を特別職にすれば、いろいろな思惑が考えられるのではないかと、また、地域エゴが噴出するような形は好ましくないのではないかと、地域エゴと地域の特色はどう調整するのか、ここまで27日までに決めるとなるとかなり無理があると思うし、法によらないものであっても、これは新市の条例によって進められるものであるから、これを前提に進めるとなると込み入った議論になることから、結論としては、27日までの方向付けは、緩やかなものでよいのではないかと思う。総務省の消防庁から、消防法の改正のための委員に任命されたが、これはいわゆる自主防災をどう組んでいくかということであるが、いざというときは、消防あるいは行政だけでは、とてもやっていけないのは当然であり、住民の自治組織の中に防災をどういれていくか、そのために学校教育にどういれていくか、各事業所などの協力をどう得ていくのか、これらはある意味防災という切り口からも、自治組織の形成ではないかと思う。これまでの議論はエリア割りの議論であるが、もう1つの議論は、そういった防災や福祉、観光、産業など、行政の中で自治的な形でやっていけるものを入れるか入れないかという問題も出てくると考えている。

佐藤(仁)委員・・・住民懇談会の説明資料により意見させて頂く。自治組織の必要性の視点について、1つ目は構成市町の住民力を新市にどう引き継ぐのかという引き継ぐステージづくりが必要ということ、2つ目は新市の総合力となりうる組織として必要ということ、3つめは個人、地域の組成と創生の観点から必要ということであり、これら3つの観点から、合併特例に左右されない新市民としての主体的自治組織を構築する必要がある、新自治体憲章としてまちづくり条例なりまちづくり宣言の中で位置付けていくということである。また、成熟した社会での住民と行政の協働自治組織をつくる必要があるということの視点は、1つ目は、より住民に開かれた行政組織と参加しやすい住民組織をつくるべきであるということ、2つ目は自律と喜びを享受できるステージづくりが必要という観点である。新市の一体的まちづくりと地域個性づくりの協働という観点から、住民も意識改革する必要があるということであり、総合支所のサポート、更には小学校区単位の地域づくりセンター地区館との連携が必要である。これらが岩出山の考えであり、今後の議論の参考として頂きたい。

高橋委員・・・審議会の機能を包含した地域自治区の設置が望ましいと考える。住民の懸念が最も強かったのが、議員数と役場職員の激減ということであり、新市の遠隔地域にあたる鳴子としては、今後のよりどころとなる行政が極めて遠く、住民の声が届き難くなる懸念がある。議員数については、定数特例の議員数や二期目の議員数から想定して、古川においてはそれほど激減しないものと想定されるが、周辺町は激減すると移住を踏まえての住民不安があることから、これらの不安を解消するためにも、地域自治区の設置期間は限定とするのではなく、より長くあるべきである。また、法による自治組織の権限を広く捉えるということは望ましいとは考えるが、新市の首長あるいは議会の権限を侵すような範囲の権限は避けるべきであり、より限定すべきである。その組織の前提については、組織の機能性という問題があるが、小学校区というベースをつくるとしても、その区域で農業、商業、観光などの職域、あるいは婦人団体や町内会の方々に協議して頂き、それらの代表者による旧市町単位で1つの組織は必要であると考え。小学校区単位のみ組織となると、新市の長との諮問・答申において、行政運営に大きな問題が生じることも考えられることから、面積は広くても人口が少ないという地域

は、町単位で意見をまとめる機関が必要である。今後確実に財政運営が困難になることを前提に考えれば、行政と住民が共に働く社会構成を目指して組織を構築しなければならないと考える。

堀江委員長…田尻町長として意見する。今回の合併を機会に、住民自治あるいは民主主義という中で、住民自らが地域活動や地域の暮らしを進めていくということに違いはないが、合併のスタートと同時に、地域住民が全ての役割をこなすということにはならないと思うことから、大きな最終目標を掲げながらも、合併のスタートと同時にどう住民の不安を解消しながら、どう構築すべきかを考える必要があると思う。例えば、これまでは行政に依存している部分が非常に多かったが、そういったことをどう説明し、大きな目標にどういった手順で進めていくかということが重要であり、そういった意識をもって進めていくという気持ちの醸成を、合併と同時にしていかなければならないし、そういう支援を行政も一緒にしていかなければならないと考える。また合併スタート時はある程度の予算も必要であろうし、人的配置も必要である。新市の目標で、各地域の個性が輝く地域づくりをしていくということについては、個性が輝くということをや地域エゴという捉え方をすると、誤った考えになるので、よいところはお互いに学び、それに近づけていこうという基本的な考え方で自治組織を構築しなければならないと思う。本日組織図の提案もあったが、多少の名称の違いはあるが、仕組みについては、大筋の方向が見えてきたのではないかとと思うことから、基本的なことについては、早期に決めたいと考えている。これまで頂いた意見の中に、この小委員会で、いつまで、どの辺まで結論を出していくのかとの話があったが、7月の調印前までに、自治組織の方向付けをどこまでやれるのかということが、当面の大きな課題である。本日各委員より意見を頂いたが、次回小委員会までに本日の意見を集約したものを示しながら、議論して頂くことで予定している。法的なものにするのかしないのか、機能をどうするのかなどの基本となるところは、今後1、2回の会議で方向付けし、中間報告にしたいと考えている。ここで本日の意見発言は終了とするが、特に意見があれば何う。

委員…なし。

(3) 次回開催日程について

事務局 千葉次長兼計画班長…次回の開催は6月13日(日)午後1時30分から宮城県古川合同庁舎大会議室でお願いしたいとの説明。

委員…土曜・日曜は各種行事が重なるため、平日の開催はできないか質問。

事務局 千葉次長兼計画班長…日程調整においては、各市町長の日程を確認しながら調整している。ご了承いただきたいと回答。

委員…中間報告までに何回の開催を予定しているか質問。

事務局 千葉次長兼計画班長…次回小委員会である程度のたたき台を示すが、議決前までにどこまで決めるのかというところについても、次回議論頂きたいと考えているが、次回の会議である程度結論が出れば、27日の協議会で中間報告を諮り、議決前の協議を終了することも考えられるが、6月27日の協議会後も、議決前に協議会を開催する予定もあることから、次回小委員会で結論が出なければ、更にもう1回の小委員会を開催することもできる。よって議決前の小委員会は13日を含めて1回から2回を考えていると回答。

委員…了解。

(4) その他…なし。

4. その他…なし。

5. 閉会あいさつ…吉田副委員長

6. 閉会…事務局 計画班 赤間主任